

一般社団法人 仙台経済同友会 定款

令和3年6月22日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人仙台経済同友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、宮城県に拠点を置く企業の立場から、提言を行い、自ら行動することにより地域の経済社会の振興・発展に寄与することを目的とする。
また、会員相互の研鑽・親睦を深め、地域の経営人材の成長促進を図るものとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方創生、東日本大震災からの長期的な復興と未来の成長に向けた提言
- (2) 東北地域の活性化に向けた独自の取り組み
- (3) 全国経済同友会セミナーをはじめとする各地経済同友会との交流
- (4) 会員の自己研鑽に資する講演会、交流会、各種イベントの開催
- (5) ホームページや会報誌を通じた会員相互交流の活性化
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事業

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する宮城県内の事業経営者、補助者又は経済団体職員で、会員の推薦を受けた者。
- (2) 準会員 本会正会員の後継者で今後、入会や交代を見込む会員。
- (3) 特別会員 本会の活動に寄与する学識経験者等及び本会の発展に寄与した者で理事会において推薦された者。

(入 会)

第7条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、会員の推薦を受け、本会所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員は、総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。なお、本条の入会金及び会費は、正会員については法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、本会所定の退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 会員の所属する法人・団体が解散又は破産したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

(拠出金の不返還)

第12条 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、入会金その他の拠出金は返還しない。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。なお、本条の会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 本会の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

- 2 正会員総数の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、開催日の1週間前までに招集通知を発するものとする。
- 4 正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議

決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的手法により議決することができる。又、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第21条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があつた場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

- 2 総会に報告すべき事項について、理事が正会員全員に通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長

及び議事録署名人2名が署名又は記名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員)

第23条 本会の法人法上の役員数は次の通りとする。

- (1) 理事 3名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 本会は、法人法上の役員数の範囲内において次の役員を置く。
 - (1) 代表幹事 3名以内
 - (2) 副代表幹事 10名以内
 - (3) 常任幹事 3名以内
 - (4) 終身幹事 2名以内
 - (5) 会計幹事 2名以内
- 3 前項第1号乃至第4号の各幹事をもって法人法上の理事とする。
- 4 第2項第1号の代表幹事をもって、法人法上の代表理事とする。
- 5 第2項第2号の副代表幹事をもって、法人法上の業務執行理事とする。
- 6 本会に専務理事を置くことができる。専務理事は第2項第3号の常任幹事から1名選定し、法人法上の業務執行理事とする。
- 7 第2項第5号の会計幹事をもって、法人法上の監事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中から選任する。

- 2 前条の代表幹事、副代表幹事、常任幹事、終身幹事、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その

業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により正会員又は特別会員の中から代表理事が委嘱する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれを招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議・報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 幹事会

(幹事会)

第38条 本会は、法人法上の役員その他に、幹事若干名を置くことができる。

- 2 本会の事業を推進するため、第23条に規定する役員と前項に規定する幹事とをもって構成する任意の機関として、幹事会を置くことができる。
- 3 幹事会の幹事は、総会の決議によって会員の中から選任する。
- 4 幹事会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 本会の事業を推進するため、任意の機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務処理のため事務局を置く。

- 2 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

第9章 計 算

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補 則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。